



発行 東京都

目次

101

○知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止する規則……………（戦略政策情報推進本部ICT推進部企画課）…一

規則（教）

○東京都教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止する規則……………二

告示（選）

○東京都選挙管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の廃止……………二

規則（人）

○東京都人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止する規則……………二

告示（監）

○東京都監査委員の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の廃止……………二

告示（労）

○東京都労働委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の廃止……………二

告示（収用委）

○東京都収用委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の廃止……………二

告示（海区漁調）

○東京海区漁業調整委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の廃止……………二

告示（内水漁管）

○東京都内水面漁場管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の廃止……………三

規程（文）

○東京都交通局長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を廃止する規程……………三

規程（水）

○東京都水道局長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を廃止する規程……………三

規程（下水）

○東京都下水道局長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を廃止する規程……………三

規則

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止する規則を公布する。
令和二年十月十五日
東京都知事 小池百合子

●東京都規則第五百五十二号

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止する規則

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年東京都規則第三百一号）は、廃止する。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

規則(教)

東京都教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止する規則を公布する。

令和二年十月十五日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十三号

東京都教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止する規則

東京都教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年東京都教育委員会規則第五十五号)は、廃止する。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第三百三十一号

東京都選挙管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程(平成十六年東京都選挙管理委員会告示第九号)は、廃止する。

令和二年十月十五日

東京都選挙管理委員会

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

規則(人)

東京都人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止する規則を公布する。

令和二年十月十五日
東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十二号

東京都人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止する規則

東京都人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年東京都人事委員会規則第十四号)は、廃止する。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

告示(監)

●東京都監査委員会告示第五号

東京都監査委員の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程(平成十六年東京都監査委員会告示第四号)は、廃止する。

令和二年十月十五日

東京都監査委員 山内 晃

東京都監査委員 早坂 義弘

東京都監査委員 茂垣 之雄

東京都監査委員 岩田 喜美枝

東京都監査委員 松本 正一郎

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

告示(労)

●東京都労働委員会告示第四号

東京都労働委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程(平成十六年東京都地方労働委員会告示第四号)は、廃止する。

令和二年十月十五日

東京都労働委員会

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

告示(収用委)

●東京都収用委員会告示第二号

東京都収用委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程(平成十六年東京都収用委員会告示第一号)は、廃止する。

令和二年十月十五日

東京都収用委員会

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

告示(海区漁調)

●東京海区漁業調整委員会告示第二号

東京海区漁業調整委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程(平成十六年東京海区漁業調整委員会告示第九号)は、廃止する。

令和二年十月十五日

東京海区漁業調整委員会

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

告示 (内水漁管)

●東京都内水面漁場管理委員会告示第三号

東京都内水面漁場管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程(平成十六年東京都内水面漁場管理委員会告示第一号)は、廃止する。

令和二年十月十五日

東京都内水面漁場管理委員会

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

規程 (交)

●交通局規程第七十九号

東京都交通局長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を廃止する規程を次のように定める。

令和二年十月十五日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都交通局長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を廃止する規程

東京都交通局長の所管する行政手続等における情報通信

の技術の利用に関する規程(平成十六年交通局規程第八十号)は、廃止する。

附則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

規程 (水)

●東京都水道局管理規程第二十四号

東京都水道局長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を廃止する規程を次のように定める。

令和二年十月十五日

東京都水道局長 浜 佳 葉 子

東京都水道局長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を廃止する規程

東京都水道局長の所管する行政手続等における情報通信

の技術の利用に関する規程(平成十六年東京都水道局管理規程第三十五号)は、廃止する。

附則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

規程 (下水)

●東京都下水道局管理規程第二十六号

東京都下水道局長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を廃止する規程を次のように定める。

令和二年十月十五日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を廃止する規程

東京都下水道局長の所管する行政手続等における情報通信

の技術の利用に関する規程(平成十六年東京都下水道局管理規程第四十五号)は、廃止する。

附則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

